

国・特殊法人等への要望事項

(社) 長崎県建設業協会

1. 国土交通省九州地方整備局

(1) 県内で行われる国直轄工事について、県内建設企業の受注機会の更なる拡大のため次のことを願います。

- 1) 技術的に可能な工事について分離・分割発注により、県内建設企業の受注機会の更なる拡大。
- 2) トンネル等大型工事における J V による県内企業の入札参加機会の確保。
- 3) 総合評価落札方式における県内建設企業への地域貢献等の評価への配慮。

(2) 西九州自動車道佐世保中央 IC ～武雄 JCT 間の国直轄事業による 4 車線化工事の早期着手と県内建設企業への優先発注

[補足説明]

(大型工事の J V について)

- ・国土交通省は大型工事も単体又は経常 J V の入札参加となっており、特定 J V の参加は実施していない。

(西九州自動車道の既供用部分の 4 車化)

- ・西九州自動車道の 4 車化については、有料部分は本来「西日本高速道路(株)」が実施すべき事業であるが、採算性等の観点から近々の事業化が難しいこと、及び県内企業優先発注の観点等から、国が直接実施した方がうまくいく。
- ・なお、有料部分を国土交通省が実施可能かは不明であるが、不可能ではないと思われる。

ただし、高度な行政判断を求められることから、本省(道路局)の範疇と思われる。

(参考) 現在実施中の国直轄工事

ア. 長崎河川国道事務所

西九州自動車道	伊万里松浦道路
一般国道 5 7 号	森山拡幅
一般国道 3 4 号	大村拡幅 諫早北バイパス
一般国道 2 0 5 号	針尾バイパス
本明川	河川改修貴氏工事

イ. 雲仙復興事務所

水無川砂防事業 砂防施設 (今後は主に堆積土の掘削や除去)

＜支部からの個別要望＞（１月末の国会議員要望）

（北部支部）

○西九州自動車道伊万里松浦道路の建設工事における地元 C,D 企業の入札参加機会の確保

（支部意見）会員のほとんどは、周辺で直轄工事がなかったため実績がない。

→（長崎河川国道事務所のコメント）県工事の同種工事の施工実績で入札参加は可能である。

- ・総合評価方式で発注されるため国発注工事の実績を有するものが有利。

（諫早支部）

○本明川、一般国道 57 号森山拡幅、34 号大村拡幅の地元企業の受注機会の拡大

（支部意見）地元建設業が受注に有利となるよう、地域貢献（ボランティア等）について評価して欲しい。

（島原支部）

○無人化施工工事について、検討の上有人施工可能なものがあれば、地元建設企業への発注

（支部意見）有人施工工事のうち危険性がないと思われるものもあるので、何とか有人施工として地元発注できないか。

→（雲仙復興事務所のコメント）無人化施工は災害対策基本法に基づく「警戒区域」内で実施している。この区域は毎年防災関係機関が協議して期間を決定している。

- ・その旨「島原支部」に伝えたところ、近々支部幹部が復興事務所を訪れ地元企業対策について協議する意向であるとのことであった。

2. 防衛省 九州防衛局

県内で行われる国直轄工事について、県内建設企業の受注機会の更なる拡大のため次のことをお願いする。

（１）県内で行われる発注工事の増大

（２）大型工事の分離・分割発注

（３）総合評価落札方式における地域評価型の採用拡大

〔補足説明〕

- ・佐世保、大村等で土木、建築工事が発注されており、県内企業への発注も配慮され、地元企業に有利な「地域評価型総合評価」も実施している。
- ・以前は予定価格や低入札調査基準価格（足切り基準）が国交省に比べ低かったが、２年前に改善された。と聞いている。

3. 九州旅客鉄道株式会社

県より九州旅客鉄道株式会社に委託される JR 長崎本線連続立体交差事業及び国道・県道の道路改良工事について、県内建設企業の受注機会の更なる拡大のため次のことを願います。

- (1) JR 長崎本線連続立体交差事業の建設工事発注における、県内企業の JV としての入札参加機会の確保
- (2) 在来線の営業線近接工事への県内企業参入機会の拡大について

[補足説明]

- ・ JR 長崎本線連続立体交差事業の建設工事については、平成 25 年度から仮線の整備が開始されると聞いている。
- ・ 鉄道工事への参加は、本来 JR が認めた企業（10 者程度？）しかできなかったが、熊本県は JR 九州の石原社長と同郷（天草）の園田衆議院議員が働きかけ、別紙のように JV による参加機会が拡大された。（別紙－1 参照）
- ・ 本県の場合も、これにより実施していただきたい。

4. (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の建設工事について、県内建設企業の受注機会の更なる拡大のため次のことを願います。

- (1) JV 工事への県内企業参加促進に向けた、入札参加資格要件緩和の継続
- (2) 県内企業で施工可能な工事の県内企業への発注

[補足説明]

- ・ JV 工事について、県内企業が参加できるよう入札参加資格要件を緩和してもらっており、これを引き続き継続するよう要望する。

5. 西日本高速道路株式会社 九州支社

長崎自動車道 4 車線化工事及び木場スマートインターチェンジ工事について、県内建設企業の受注機会の更なる拡大のため次のことを願います。

- (1) 大型工事において県内企業が入札参加できるよう JV 工事の採用
- (2) 県内企業で施工可能な工事の分離・分割発注
- (3) 予定価格決定のための積算基準並びに入札足切り基準の国土交通省直轄工事並みへの引き上げ

[補足説明]

- ・ 大型工事の JV 入札参加は実施されていないので、地元が参入出来るような要件での JV 導入をお願いしたい。
- ・ 予定価格も足切り基準も低いので、国並みに引き上げていただきたい。

「熊本県における JR 九州の鉄道工事への県内企業参入状況について」

○ JR 九州は、熊本県の業者の新規参入を認めることとなった。（平成 17 年度）

（１）連続立体交差事業の鉄道高架化工事に伴う県内企業参入について

①熊本駅付近の在来線高架化工事に関して、JV の構成員とする。

②以下の条件を満たすこと

（ア）熊本県における特 A 業者であること

（イ）JR 九州管内の在来線近接工事である次のいずれかを経験していること。

・鉄道・運輸機構が発注する新幹線工事のうち、在来線と近接する区間（宇土市境目付近～熊本市池田の北島踏切付近）の工事の JV 構成員であること）

・JR 九州が発注する工事において元請、又は下請の経験があること。

（ウ）在来線の工事管理者の資格者が 6 名以上いること。

③ JR 九州が該当業者のヒアリングを行う。

（２）在来線の営業線近接工事への県内企業参入について

県が発注する在来線等の近接工事について、これまで JR が指定する業者のみの発注であったが、JR 指定の業者に限らず、次の条件で参入が可能になった。

①在来線の工事管理者の資格を有する者が 2 名以上いること。

②鉄道の見張員がいること。

工事発注に関する要望

◆ 国土交通省九州地方整備局

<福岡市博多区博多駅東 2-10-7 (福岡第二合同庁舎 7F)>

○要望相手方 局長 吉崎 収

*) 担当窓口 総務課 (092-471-6331)

◆ 防衛省九州防衛局

<福岡市博多区博多駅東 2-10-7 (福岡第二合同庁舎 4F)>

○要望相手方 局長 槌道 明宏

*) 担当窓口 調達計画課 (092-483-8825)

◆ 九州旅客鉄道株式会社

<福岡市博多区博多駅前 3-25-21>

○要望相手方 総合企画本部長 本郷 譲

*) 担当窓口 広報室 (092-474-2541)

◆ (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 九州新幹線建設局

<福岡市博多区祇園町 2-1 シティ 17ビル>

○要望相手方 局長 儀満 和紀

*) 担当窓口 総務課 (092-283-9602)

◆ NEXCO西日本九州支社

<福岡市中央区天神 1-4-2>

○要望相手方 支社長 本間 清輔

*) 担当窓口 建設統括課 (092-762-1111)